

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十二の要排出抑制施設を定めること。（

本則関係）

第二 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施

行すること。（附則関係）